

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 31 年 2 月 26 日 (火)

開会 10 時 30 分

閉会 12 時 06 分

2. 場所 第 1 委員会室

3. 付議事件

- ①二宮町行政改革検討委員会条例の制定について (町長提出議案第 1 号)
- ②二宮町政策評価委員会条例の制定について (町長提出議案第 2 号)
- ③二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 13 号)
- ④二宮町表彰条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 12 号)
- ⑤二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 14 号)
- ⑥二宮町情報公開条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 15 号)
- ⑦二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 16 号)
- ⑧職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 17 号)
- ⑨二宮町庁舎整備基金条例の制定について (町長提出議案第 3 号)
- ⑩二宮町税条例の一部を改正する条例 ((町長提出議案第 18 号)

※議事の都合により、上記の順序で審査を行った。

4. 出席者 二宮委員長、坂本副委員長、善波委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、根岸委員、野地議長

執行者側 ①～③町長、副町長、政策担当参事、企画政策課長、企画調整班長
④～⑧町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
⑨町長、副町長、政策総務部長、財務課長、財務契約班長
⑩町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長

傍聴議員 6 名

一般傍聴者 0 名

5. 経過

①二宮町行政改革検討委員会条例の制定について (町長提出議案第 1 号)

<補足説明>

なし

<質疑>

大沼 委員会の組織する時に組織のメンバーは、例えば議会からの推薦はできないものなのか。

企画調整班長 今回の行政改革検討委員会のメンバーについては、議員のメンバーは当初から入っていない。

大沼 議員の参加ではなく、議会からメンバーの推薦はできないのかという質問だが。

政策担当参事 議会から委員をお願いするという話だが、行政改革検討委員会に限らず、町の検討委員会について以前はあったが、見直しをされている。議会の方からは、こういう形での委員は選出されないということで整理がされているかと思う。

根岸 今までの記録はそのまま継続され、変わらず検証されるというか、条例設置に移行するからといって大きく変わることはないかと思うが、記録についての取り扱いと委員構成にも、何かその考え方に変化はあるのか。

企画調整班長 記録の取り方と委員構成等変更点ということだったと思うが、組織のあり方、記録の取り方、委員構成等においても変更はない。単純に要綱から条例への設置ということになる。

休憩 10時34分
(傍聴議員の質疑：松崎議員)
再会 10時37分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第1号を採決する。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第1号は可決と決定する。

②二宮町政策評価委員会条例の制定について（町長提出議案第2号）

<補足説明>

なし

<質疑>

根岸

これは具体的に行政評価と、総合計画の方法、結果というか、いつも見せていただくものがあるが、そこには、表記が若干変わるとか、スケジュールを含め変化があるのか。

企画調整班長

こちらの議案第2号政策評価委員会についてはご指摘の通り、元々がまちづくり評価委員、戦略評価委員を1つにさせていただいたもので、委員会の名称が変更になっている。スケジュールや評価する内容に変化があるものではない。実際、今の政策評価委員会では、元々、まちづくり評価委員会でやっていた総合計画の評価と総合戦略の各年度の評価を合わせてしていただくものと考えている。

根岸

それぞれの組織による評価が出されていたと思うが、そういう部

分ではなくなるのか。まちづくり評価委員、町の庁舎の職員の評価がそれぞれ出てきてあったと思うが。これを合体することになった理由は何か。

企画調整班長

ご質問にあった外部にやっていただく評価と内部評価だが、今回条例の制定あたり、内部評価のあり方についても変更はない。行政評価については、行政内部で従来通り評価をさせていただいた後、外部評価委員である政策評価委員会で、第三者的な視点から評価を見ていただく。戦略評価委員会についても内部で評価した後、今までは戦略評価委員会という名称でやっていた評価を、こちらの政策評価委員会で見ていただく。いわゆる2つの内部評価を1つの政策評価委員会でそれぞれ評価をしていただくという形に変えるというものである。

大沼

この政策評価の終わった後の公表の仕方とか、政策評価することによって生まれる実益、その後の活用方法はあるのか。

企画調整班長

こちらの評価についてだが、解体前のものだと、まちづくり評価委員会と戦略評価委員会に大きく分かれている。戦略評価委員会については、毎年度評価を検証として、内部評価が終わった後、外部評価をしていただいてPDCAサイクルの1つとしてご意見を承りながら来年度の改訂に繋げていく。町づくり評価委員会については、総合計画の各期、前期・中期・後期の終わりの年に行わせていただくものになる。内部評価が終わった後に、前の期、直近で言うと今年度で終わる中期の評価を外部委員にしてもらう。効果については、今回2月にも評価をしていただいたものになるが、次の計画に向けて中期の評価結果を次にどのように反映させていくかということと、評価方法についても今回議論にあがったので、より改善的な視線で取り入れていきたいと考えている。

大沼

この評価の公表と利用方法は明確に公表されるのか。

企画調整班長

答弁が漏れていて申し訳ない。いただいた意見書においても公表させていただき、いただいた意見書の中から町が最終的にどういう方向に決定するかについてホームページ上等で公表させていただく予定である。

休憩 10時45分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再会 10時48分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

それでは議案第2号を採決する。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 2 号は可決と決定する。

③二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 13 号）

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

なし

休憩 10 時 49 分

（傍聴議員の質疑：なし）

再会 10 時 49 分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第 13 号を採決する。議案第 13 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

（挙手全員）

挙手全員である。よって議案第 13 号は可決と決定する。

④二宮町表彰条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 12 号）

＜補足説明＞

総務課長

今回の条例改正は附属機関の見直しに伴い、二宮町表彰審査委員会を条例に位置づけるものである。表彰審査委員会は、自治功労表彰の答申を行う機関として、従前より二宮町表彰条例施行規則に組織、運営について定められていた。今回の見直しの中で、附属機関については法律又は条例に定める必要があることから、条例に設置根拠を規定し、組織、運営等については、従来どおり規則において定める。

＜質疑＞

なし

休憩 10 時 53 分

（傍聴議員の質疑：なし）

再会 10 時 53 分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第 12 号を採決する。議案第 12 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

（挙手全員）

挙手全員である。よって議案第 12 号は可決と決定する。

⑤二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 14 号）

＜補足説明＞

今回の改正は大きく2点あり、1つが、法改正に伴い個人情報の定義を明確化すること、もう1つが、個人情報保護審査会の名称を変更することである。資料12の新旧対照表により説明する。第2条第1号は個人情報の定義を明確化するもので、アでは「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等『文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。』により、特定の個人を識別することができるもの」と具体的に規定するとともに、イとして「個人識別符号が含まれるもの」を加えるものである。なお、個人識別符号とは、DNAや顔認証、静脈や指紋のデジタルデータなど、身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した記号や、マイナンバーや基礎年金番号、保険証の番号など、対象者毎に異なるように付された符号が該当するものである。また、定義の中で従来の「磁気テープ等」の表現が「電磁的記録」に変わることから、以下の条文の中で改正を行う。2ページ、第7号では、法改正により、不当な差別や偏見など不利益が生じないように配慮を要する情報として、11項目の要配慮個人情報を定義するものである。二宮町では、「ア思想、信条及び宗教」「イ人種及び民族」「ウ犯罪歴」「エ社会的差別の原因となる社会的身分」の4項目について、従来から次の第6条において取扱いの制限をかけており、法令に基づくときや審査会が認めたときを除いて取扱いを禁止していたため、この4項目については引き続き取扱いを制限するものである。なお、第6条の(1)～(4)が略と表記されているが、これがア～エと同じ項目になっている。3ページ、一番下の第26条だが、個人情報保護審査会の名称を情報公開・個人情報保護審査会に改正するものである。情報公開審査会は情報公開条例、個人情報保護審査会は個人情報保護条例に基づき設置しているが、この2つの審査会の審議内容は表裏一体であり、不可分性が高いことから、これまで同じメンバーで同時開催をしてきた。今回、町全体として附属機関の見直しを行う中で、1つの審査会として整理するものである。これに伴い、資料13の特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例についても、職名を情報公開・個人情報保護審査会に改める。

<質疑>

大沼

この条例改正と関係するか分からないが、実務的なところになるのかもしれないが、今まで使われていた磁気テープ等が電子的方式、磁氣的方式ということで変更がされていくが、過去の磁気テープ等の情報の管理や破棄、処分についてはどのようにするのか。

庶務人事班長

磁気テープが電磁的記録に変わった部分だが、従来の磁気テープという部分がカセットテープであったり、ビデオテープであったりそういった物が該当するかと思うが、最近の状況では、FDやCD-ROM等に形態が変わってきており、テープを除いて、一体的に電磁的記録として整理をするものである。磁気テープ等の破棄については、基本的に文書管理規程の中にもあるが、年数を到達したものは裁断等して破棄するよう各担当で処理している。

根岸 要配慮個人情報の範疇だが、これはどのように決まっている項目なのか、参考になっているものはあるのか。根拠を教えてください。第 19 条の行政文書が「文書又は図画」に変わるが、変わる意味合いを教えてください。

庶務人事班長 要配慮個人情報の根拠だが、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の部分とそれに付随する施行令に、この部分が新たに制定されたため、町も定義をした。文書又は図画だが、行政文書の中に電磁的記録が含まれることになるため、そちらと区別するためにこのような表記に修正した。

休憩 11 時 03 分
(傍聴議員の質疑：渡辺、露木 各議員)
再会 11 時 14 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長 それでは議案第 14 号を採決する。議案第 14 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)
挙手全員である。よって議案第 14 号は可決と決定する。

⑥二宮町情報公開条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 15 号）

< 補足説明 >

総務課長 先ほどご審議いただいた個人情報保護条例と同様、個人情報保護審査会と情報公開審査会を、1 つの審査会として整理するために改正するものである。

< 質疑 >

根岸 先ほどは傍聴議員の質疑だったので改めて確認する。情報公開審査会と個人情報保護審査会を 1 日でやる場合は、委員への報酬はそれぞれ支払われていたのではなく、1 回分として 1 万円が支払われていたということでしょうか。むしろ、同じ人であったということはあるにせよ、それぞれで支払っていなかったことに課題意識はあったのか。

総務課長 従来、情報公開審査会と個人情報保護審査会は 1 回の開催で、報酬についても 1 回分としていた。会議自体が、1 つの会議の流れであり、個人情報保護審査会及び情報公開審査会という 1 つの会議として運営をしていた。議題の中でも、個人情報の方が終わったから、会議を閉じて情報公開というわけではなく、一体の会議として行っていたため、報酬としても 1 回分の支払いを行っていた。

根岸 もっと早い段階で 1 つにするべき案件だったのかもしれない。

野地 2 つを 1 つにした審査会だが、条例は 2 つのまま残る。情報公開・

個人情報保護条例と一本化する考えはなかったのか。

総務課長

元々の情報公開と個人情報の法律がそれぞれ独立してあり、町ではそういった法体系に基づいた中で設定している。その条例自体を1つにすると、かなりボリュームも内容も複雑になってしまう。そのため法体系に合わせた形のままと考えている。

休憩 11時19分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 11時19分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第15号を採決する。議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第15号は可決と決定する。

⑦二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第16号)

<補足説明>

総務課長

今回の改正につきましては、大きく2点あり、1つが、働き方改革推進法に基づく時間外勤務の縮減と、もう1つが、週休日における半日勤務の振替時間に柔軟性を持たせる改正になる。資料16の新旧対照表で、第5条半日勤務の振替について、アンダーラインの部分だが、改正前は4時間としていたものを、改正後は半日とし、1日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則に定めることとするものである。また、第9条第2項については、時間外勤務に関し必要な事項を規則で定める規定を加えるものである。

次に本日お配りした二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表の案をご覧いただきたい。半日勤務の振替については、第4条第2項において、1日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間は、3時間30分を下らず4時間15分を超えない時間と定める。役場の勤務時間は、午前中は8時30分から12時までの3時間30分、昼休み1時間を挟んで、午後が1時から5時15分までの4時間15分となっているので、勤務実態に合わせ、半日勤務の振替が柔軟に取得できるようにするもの。時間外勤務については、第7条の2で、職員に時間外勤務命令を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならないとしたうえで、第7条の2の2において上限を規定するものである。基本的には、第1項第1号のア、2ページに続くが、(ア)1か月において45時間、(イ)1年において360時間が上限となる。ただし(2)他律的業務「業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。」の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員は、ア1

か月において 100 時間未満、イ 1 年において 720 時間、ウ 2 か月から 6 か月の平均が 80 時間、エ 1 年のうち 45 時間を超える月が 6 か月までとなる。第 2 項では、大規模災害などの特例業務についてはこれらの上限は適用しないこととするものである。第 3 項では、上限を超えて時間外勤務を命ずる場合は、必要最小限とし職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、その年度末から 6 か月以内に要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととするものである。

<質疑>

大沼

第 5 条の部分だが、週休日の振替は職員の希望日で取れるということによろしいか。

庶務人事班長

週休日に勤務した場合の振替の事だと思うが、週休日に勤務した場合は、勤務をした日の前 4 週から後 8 週の間振替ということになっている。

羽根

どのように良くなったのか教えていただきたい。

庶務人事班長

現状の半日勤務は、新旧対照表にあるように 4 時間であり、例えば土曜日に勤務したとすると、4 時間勤務をすれば 4 時間を別の日に振替ができるが、あくまでも 1 日 7 時間 45 分勤務した場合、若しくは 4 時間勤務した場合でないと振替ができない。今回条例を改正することによって、半日勤務という定義をしつつ、案でお示しさせていただいた規則の方で、半日とは 3 時間 30 分を下らず 4 時間 15 分を超えないとしている。例えば、土曜日に 8 時 30 分から 12 時まで勤務した場合、現状では振替ができないため、時間外勤務対応となる。基本的に週休日等については勤務から解放されて身体を休める日であるため、週休日に勤務をしたら基本的には休むことが大前提である。振替ができなければ、手当でケアはするが、身体を休ませることが大前提である。午前中は 8 時 30 分から 12 時の勤務、午後であれば 13 時から 17 時 15 分の 4 時間 15 分という勤務時間帯であればそのまま振替ができる形である。より取りやすく整理をしたということである。

休憩 11 時 29 分

(傍聴議員の質疑：渡辺、露木 各議員)

再会 11 時 34 分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第 16 号を採決する。議案第 16 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 16 号は可決と決定する。

⑧職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 17 号）

<補足説明>

総務課長

地域手当は平成 27 年度に国で見直しが行われ、二宮町は平成 26 年度まで 3%であったが、見直しにより 6%に指定された。国では経過措置として 27 年度に 5%、28 年度に 6%へ引き上げを行ったが、町は 27 年度に 4%に引き上げたまま据え置きとしてきた。平成 31 年度からは、現状の 4%から 4.5%に 0.5%引き上げ、職員の処遇改善を図っていきたいと考える。なお、0.5%引き上げに伴う影響額は約 480 万円の見込みである。

<質疑>

杉崎

国が 6%なのだが、なぜ 0.5%しか上げないのか。5%にしてもよいのではないか。27 年度が 4%であり、あと 0.5%上げて今回 5%にしてもよいのではないか。

総務課長

4%のまま平成 27 年度から数年間据え置きということになってきた。5%という考えもあるが、財政事情もあり今回 0.5%ということをお願いをする。

杉崎

すると数年後、来年とかに 5%ということになってくるのか。

総務課長

人事院勧告に基づく給料の改定や期末勤勉手当の引き上げ等もこのところあり、そういったバランスも見て、今後国の規程に近づけて引き上げていく考えでいる。

根岸

例えば 5%や 6%にした場合の影響額の計算をしていけば教えていただきたい。

庶務人事班長

5%にした場合、現状から 1%アップした場合だが、約 1 千万円である。1%上げると約 1 千万円上がる。6%にした場合は 2 千万円ということである。

休憩 11 時 39 分

(傍聴議員の質疑：露木議員)

再会 11 時 43 分

<討論>

根岸

賛成である。27 年からずいぶん経ってしまっているが、今回このような判断をしている。また次の見直しの時には引き上げるということを加味して賛成を表明する。

<採決>

委員長

それでは議案第 17 号を採決する。議案第 17 号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 17 号は可決と決定する。

⑨二宮町庁舎整備基金条例の制定について（町長提出議案第 3 号）

<補足説明>

なし

<質疑>

善波

基金に積み立てる額について、一般会計歳入歳出予算で定める額とあるが、今年度はどれくらい予定できるのか。

財務契約班長

今回の3月補正予算で、1億6千万円を予定している。

善波

それから次年度の予算編成を見ながらだと思うが、32年度ということに向けて、どれくらいを目安に基金を予定しているのか。

財務契約班長

今の計画がこのままいくと仮定すると、建設時までには3億から4億円程度を予定している。

休憩 11時47分

(傍聴議員の質疑：露木議員)

再会 11時52分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第3号を採決する。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第3号は可決と決定する。

⑩二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第18号）

<補足説明>

戸籍税務課課長

平成31年10月から施行するものを、議案第18号として上程した。その内容について、本日配付の資料により説明する。中身は、軽自動車税に関わるもので、資料の下の環境性能割導入前後の自動車税の自動車税・軽自動車税の法体系という図をご覧ください。左側にあるとおり、自動車に関する税金は、現行では、買った時には、自動取得税が、これは県の税金として、普通自動車等に含めて軽自動車の場合もかかる。そして自動車を保有していると、毎年、普通の自動車等は県の税金として自動車税が、軽自動車については、町の税金として軽自動車税がかかる、ということになっているが、この31年10月の消費税増税に合わせて、体系を改めるということになる。内容は、自動車取得税と言うのは買ったときにかかるので、消費税との二重取りとのこともあり、ここで廃止ということになる。その代わりに右側の図のように、環境問題と言うこともあるので、環境性能割という燃費の悪い車には税金がかかるというような制度にして、自動車税と軽自動車税、それぞれの税の中の種類として、新たに設けられることになった。と言うことは県の税金と市町村の税金に分けて新たに位置付けられるということになり、またそれによって、従来の自動車税と軽自動車税は、中身は同じだが、環境

性能割と名称の区別するために名前を種別割に変更する。という改正が行われる。これに伴って、町の条例を改正することになる。このことを踏まえて、条例の改正する内容になるが、上に戻っていたが、1番目に挙げさせていただいたが、軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、環境性能割の税率等の規定の整備を行うと共に、従来の課税分の記載内容で軽自動車税とあるところを種別割と名称を改めるといふものである。環境性能割の内容については、税率は、非課税、1%、2%、3%の四段階で燃費基準値達成度に応じて決定する。税の元になる課税標準は、自動車の取得価格である。課税対象は、新車・中古車を問わず、取得したときに、課税されることになる。2番目として環境性能割の賦課徴収は、当分の間、混乱、急激な市町村の負担を防ぐという意味があると思うが、現在の取得税と同様に、都道府県が、神奈川県になるが、自動車税の環境性能割と同様に行うと定められているので、そのことを規定させていただく。3番目として、今お話しした2番目の規定に関連して、神奈川県が賦課徴収を行うことから、町長が定める三輪以上の軽自動車における環境性能の課税免除又は減免については、当分の間、神奈川県知事が自動車税での環境性能割の課税免除又は減免を行う内容と同様とすることとなっているので、そのことを定めさせていただく。免除、減免対象となるものは日本赤十字社、予防医学協会、障がい者、社会福祉法人等となる。4番目として、環境性能割の税率について当分の間、税率の特例を適用するというので、自動車取得税の場合も軽自動車、営業車については、特例があったので、同様に特例が設けられ、営業車については、環境性能の税率が1%のものについては、0.5%、2%は1%に、3%のものは2%に減額され、軽自動車の自家用車は、3%のものについては、2%に減額されることになっているので、その旨を規定する。以上の4点についての事項について、改正をさせていただきたい。

裏面については、平成32年度燃費基準値及び減税対象基準値環境性能割の税率についてということで、参考に掲載させていただいた。一番上、中段の表のように、車両重量の区分ごとに燃費の基準が設定されていて、それに従い、環境性能割の税率については一番下の表のように、燃費基準の10%達成車は、非課税、燃費基準を達成しただけだと1%、古い基準の平成27年度燃費基準値+10%達成車の場合は、2%それ以外は、3%になるが、括弧の中のように、営業車と軽自動車については、特例を設けるといふことになる。

<質疑>

根岸

「当分の間」とはいつまでか。

戸籍税務課長

当分の間ということで、いつまでかは決まっていない。

善波

新車の時は県からくるから良いが、中古で買った時等に町に届け出をして、町の判断で課税データの登録を行うかと思うが、時々ミスが発生する。税が変わる時は慎重にやっていただきたい。それと障がいをお持ちの方の車は免除がある。その免除をする時は、登録に来るが、もしお亡くなりになって車だけ置いていた場合、確認は

どのようにされているのかお聞きしたい。

課税班長

車の登録年度については、軽自動車の検査協会というところがあり、その車の登録された年や月の情報を持っている。その情報を毎年市町村はもらっており、それに基づいて課税処理を行っている。そこで新車か中古車かを判断して税率を算定している。減免については、納税通知書をお送りする際に、減免の申請書を入れており、対象者の方がお亡くなりになった場合については、お手数ではあるがお申し出いただき、引き続き対象の方がいなければ、通常通り課税をさせていただくという説明をしている。

善波

課税について、漏れのないように願います。

休憩 12時04分

(傍聴議員の質疑：露木議員)

再会 12時05分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第18号を採決する。議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第18号は可決と決定する。

閉会 12時06分